

地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県条例第七十七号

地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する  
条例

地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例（平成二十一年七月奈  
良県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。